

(4) 東部地域

① 東部地域の現状・特徴

- ア) 鶴巣地区：地区中心部
 イ) 田園地域：優良農地（農振農用地）を主体とする地域
 ウ) 緑地地域：なだらかな丘陵地の森林地域

東部地域は、吉田川及び西川流域に広がる田園地帯と比較的なだらかな丘陵地の森林で構成される自然的土地利用が主体の地域であり、鶴巣の全部と落合の一部で形成しています。

ア) 鶴巣地区

- ・(主)塩釜吉岡線沿いに古くから形成されてきた東部地域の中心地区です。
- ・近年は、町内の他の地区中心部と同様に、人口の減少や少子高齢化が進んでおり、安心して、いつまでも住み続けられる定住環境の形成が求められています。

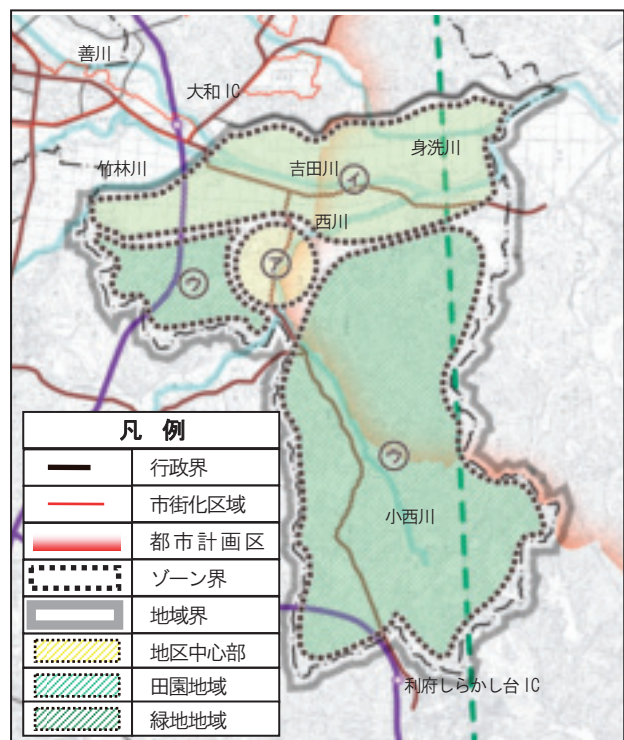
イ) 田園地域

- ・吉田川や竹林川、西川沿いの農地（田園）は、農業振興地域農用地*に指定されており、優良農地として利用されています。

ウ) 緑地地域

- ・地域の南部に広がる比較的なだらかな丘陵地の森林地域であり、一部は土砂の採取地として森林の形状変更が進んでいます。

【東部地域の現状地区区分】



② 東部地域における地域づくりの目標

[地域づくりの目標]

当地域では、ほぼ全域に広がる緑地・田園の保全を基本とし、こうした緑と共生しながら安心して定住できる環境の形成とともに、町内及び周辺都市への企業の立地や高速交通の整備効果を活かした新たな産業地の形成を図ります。



[地域づくりの方針]

● 安心して定住できる環境の形成

・周辺の自然との共生や中心市街地へのアクセス*向上・公共交通サービスの充実等を図りながら、安心して定住できる環境の形成を促進します。

● 高速交通の利便性を活かした新たな工業・流通業務地の整備

・周辺の自然の維持・保全に配慮しながら、町内及び周辺都市への企業の立地や仙台北部道路利府しらかし台ICへの近接性等を活かし、企業誘致の受け皿となる新たな工業・流通業務地の整備を図ります。

③ 東部地域の基本的な構成

地域づくりの目標に基づく将来の土地利用のゾーニングと地域の骨格を構成する交通ネットワークを次のように定めます。

1) 土地利用のゾーニング

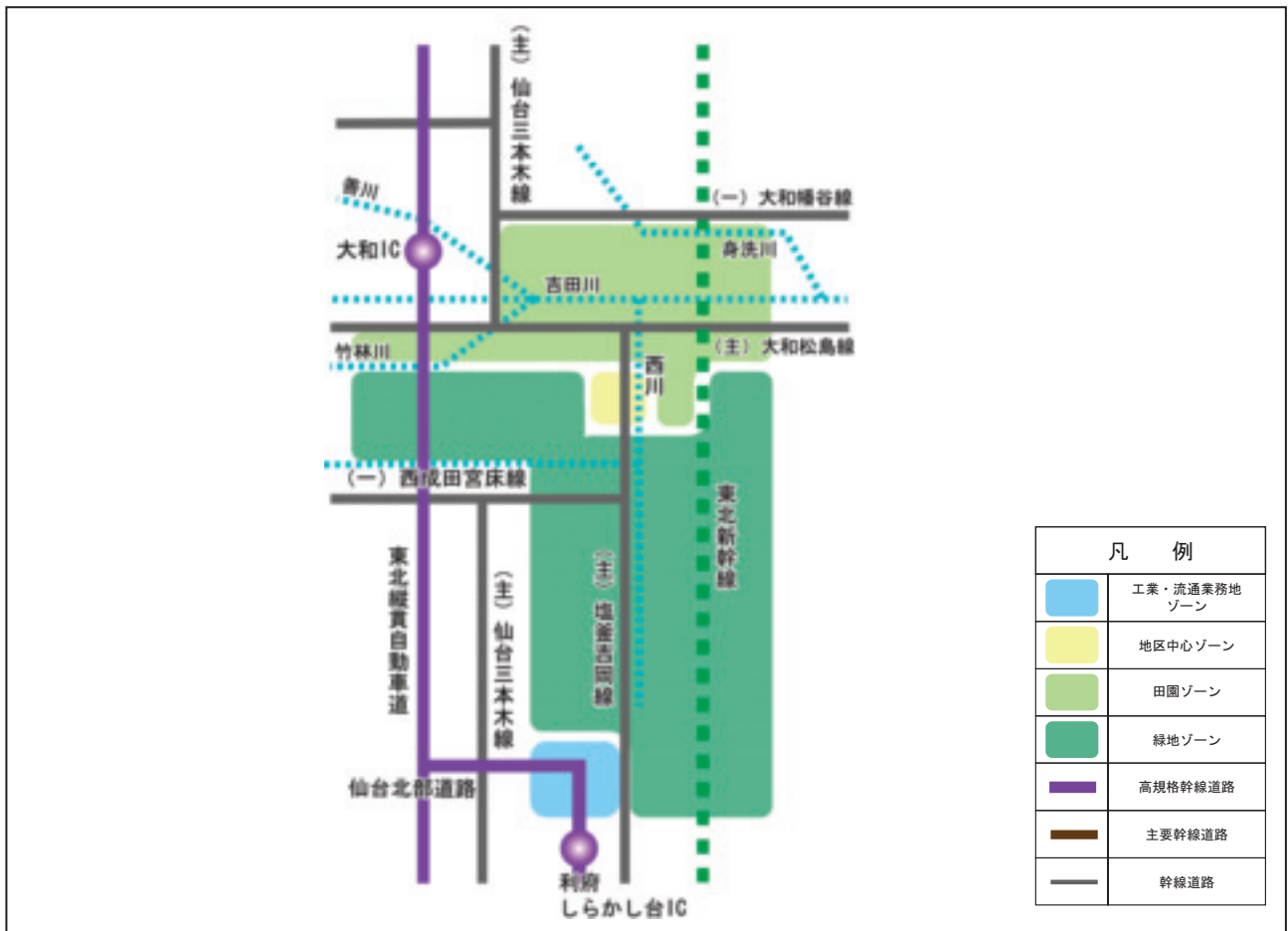
鶴巣地区	地区中心ゾーン	地区中心部 ・鶴巣地区中心部
田園地域	田園ゾーン	本町の農業生産拠点として農業の振興を図る農地 ・地域北部の吉田川、竹林川、西川沿いの農地
緑地地域	工業・流通業務地ゾーン	ものづくり産業の発展を牽引する工業・流通業務地 ・新規：樟平地区
	緑地ゾーン	なだらかな丘陵地の身近な緑地、里山 ・地域南部の丘陵地

※文章中の「*」については、巻末の用語集を参照してください

2) 交通ネットワーク

主要幹線道路 及び幹線道路	主要な国県道 ・ (主) 塩釜吉岡線、(主) 大和松島線、(主) 仙台三本木線、(一) 大和幡谷線、 (一) 西成田宮床線 等
--------------------------	-----------------------------------------------------------------------

【 東部地域の基本的構成（ゾーニング及び交通ネットワーク） 】



④ 東部地域における整備、開発及び保全の取り組み

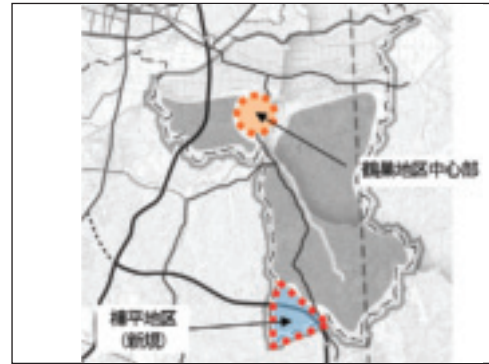
地域の基本的な構成で設定した土地利用のゾーニングごとの整備、開発及び保全の取り組みは以下に示すとおりです。

1) 地区中心ゾーン 及び 工業・流通業務ゾーン

周辺の自然・田園環境と共生する地区中心ゾーンと、立地条件や交通条件の利便性を活かした工業・流通業務地ゾーンにおける整備、開発及び保全の取り組みを次のとおり定めます。

[ゾーンの配置計画・区域]

- ・地区中心ゾーン：鶴巣地区中心部
- ・工業・流通業務地ゾーン：樟平地区（新規）



[整備、開発及び保全の取り組み]

● 地区中心ゾーン：自然・田園環境と共生する地区中心部における地域定住化の促進

- ・緑豊かな自然・田園環境と共生する地区特性を活かしながら、バス交通による交通利便性を高め、中心市街地にアクセス*しやすい交通サービスの充実を図り地域定住化を促進します。
- ・地域の骨格を形成する主要な幹線道路の線形や交差点の改良などを検討し、関係機関に働きかけます。
- ・下水道処理区域においては下水道への接続を促進するとともに、合併処理浄化槽*の設置を促進し、生活・営農環境の維持・保全を図ります。

● 工業・流通業務地ゾーン：企業立地の受け皿となる新たな産業地の整備・確保

- ・本町及び周辺への自動車関連産業や高度電子機械産業の企業の立地状況等を踏まえつつ、これに関連した企業誘致の受け皿となる新たな工業・流通業務地として、仙台北部道路しらかし台IC北側の樟平地区の整備を検討します。

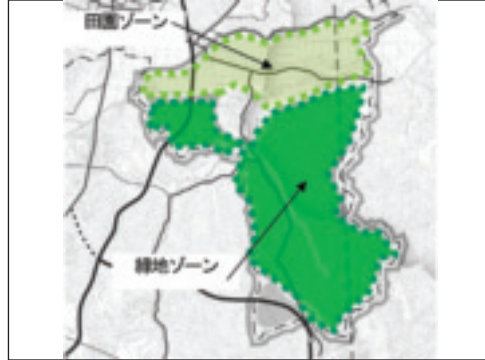
※文章中の「*」については、巻末の用語集を参照してください

2) 緑地ゾーン 及び 田園ゾーン

地域南部の丘陵地一帯の緑地ゾーンと、地域北部吉田川等の流域に広がる田園ゾーンにおける整備、開発及び保全の取り組みを次のとおり定めます。

[ゾーンの配置計画・区域]

- ・ 緑地ゾーン：地域南部の丘陵地
- ・ 田園ゾーン：地域北部の吉田川、竹林川、
西川沿いの農地



[整備、開発及び保全の取り組み]

● **緑地ゾーン：地域住民の暮らしに身近な緑地・里山の環境を保全**

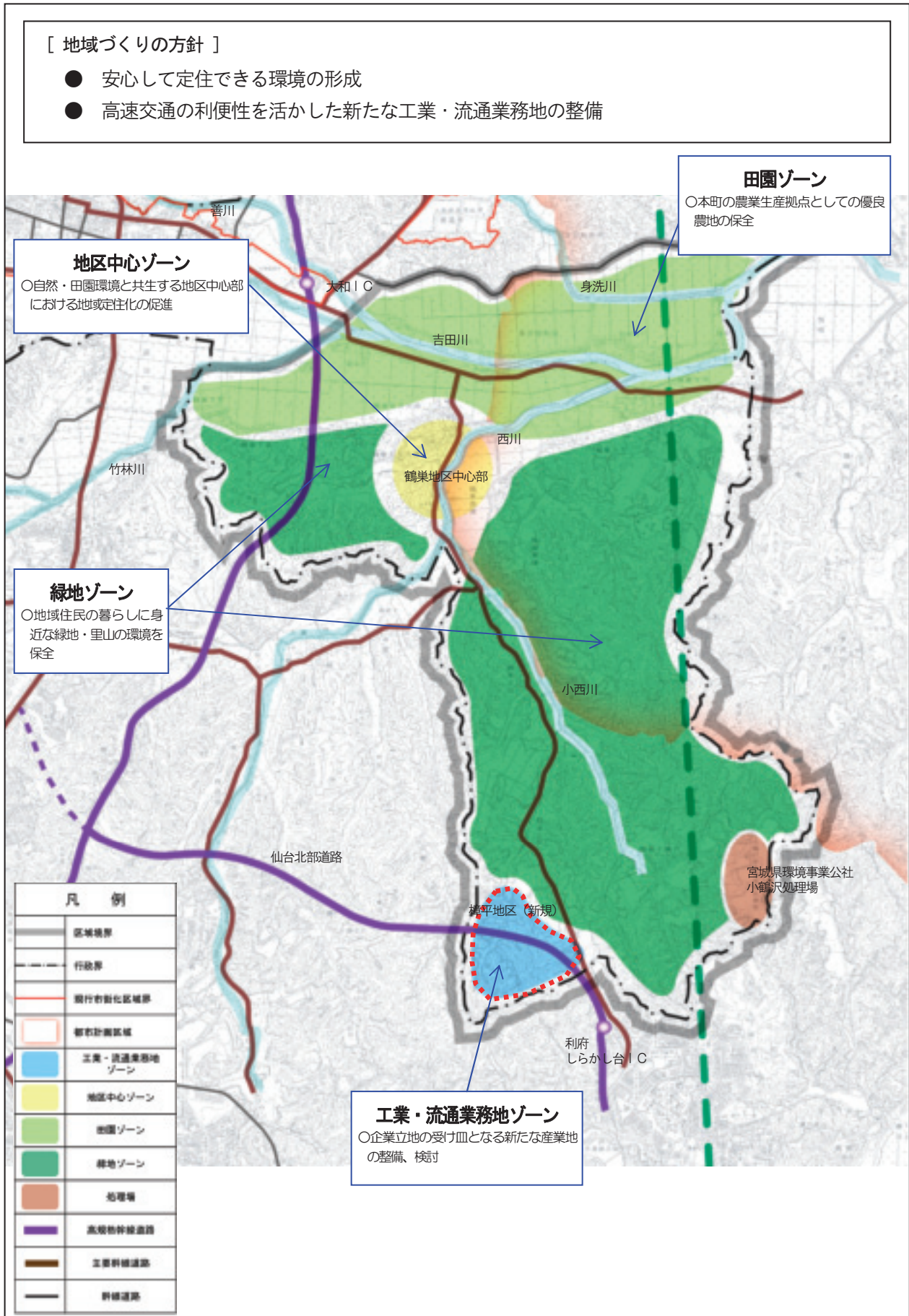
- ・ 地域南部のなだらかな丘陵地に広がる森林は、地域住民の暮らしに身近な緑地・里山であり、今後もその環境を保全していきます。
- ・ 丘陵地の一部では、土砂採取により森林の形状変更が進んでいる箇所がありますが、こうしたところでは、災害の防止、水源のかん養、環境の保全等に一層配慮するよう事業者働きかけていきます。

● **田園ゾーン：本町の農業生産拠点としての優良農地の保全**

：水害に強い都市づくりの促進（河川改修の促進）

- ・ 本町の農業生産拠点として、農業振興地域農用地*に指定されている吉田川、竹林川、西川等の流域の優良農地については、経営基盤の充実・安定化、都市近郊型農業への転換等により引き続き保全を図っていきます。
- ・ 吉田川などの主要な河川沿いは、肥沃な恵みをもたらす一方で、氾濫等による大きな被害も生じており、水害に強い都市づくりに向けて、河川整備を働きかけていきます。

【 東部地域の整備、開発及び保全の方針図 】



※文章中の「*」については、巻末の用語集を参照してください